

平成24年3月19日

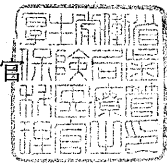
地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



複数手術に係る費用の特例について

標記については、診療報酬の算定方法の一部を改正する件（平成24年厚生労働省告示第76号）の規定に基づき、「複数手術に係る費用の特例を定める件」（平成24年厚生労働省告示第138号）が公布され、平成24年4月1日より適用されることとなったところであるが、実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、貴管下の保険医療機関及び審査支払機関に周知徹底を図り、その取扱いに遺漏のないよう特段の御配慮をお願いしたい。

なお、これに伴い「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成24年3月5日保医発0305第1号）の別添1の第10部の通則の16の（3）中「複数手術に係る費用の特例」（平成24年厚生労働省告示第 号）」を「複数手術に係る費用の特例」（平成24年厚生労働省告示第138号）」に改め、「複数手術に係る費用の特例について」（平成22年3月19日保医発第0319第2号）は、平成24年3月31日限り廃止する。

記

- 1 「複数手術に係る費用の特例」別表第一及び別表第三の上欄と下欄に掲げる手術について2種類以上の手術を同時に行った場合には、主たる手術の所定点数の他、従たる手術の所定点数の100分の50に相当する額を加えた点数を、当該同一手術野又は同一病巣に係る手術の所定点数とする。
- 2 「複数手術に係る費用の特例」別表第二に掲げる手術のうち2種類以上の手術を同時に行った場合には、主たる手術の所定点数の他、従たる手術の所定点数の100分の50に相当する額を加えた点数を、当該同一手術野又は同一病巣に係る手術の所定点数とする。なお、当該手術には、緊急的に実施されない場合を含む。
- 3 従たる手術の所定点数の100分の50に相当する点数を加えて算定する場合、従たる手術の所定点数

には注による加算は含まれない。なお、合算の対象となる従たる手術は1種類とする。

- 4 「主たる手術」とは、所定点数及び注による加算点数を合算した点数の高い手術をいう。なお、別表第一及び別表第三の上欄に掲げる手術等が必ずしもこれに該当するものではないので留意されたい。